

建設リサイクル推進計画 2002

平成14年5月

国土交通省

目 次

ページ

第1 基本的考え方

1 . 計画策定の背景と目的	1
2 . 計画の実施主体と対象	3
3 . 計画の基本的考え方	3
4 . 計画の目標	5
5 . 計画のフォローアップ	7

第2 行動計画の概要

1 . 排出抑制の推進	8
2 . 分別解体の推進	8
3 . 再資源化・縮減の推進	9
4 . 適正処理の推進	14
5 . 再使用・再生資材の利用推進	15
6 . 技術開発等の推進	15
7 . 理解と参画の推進	17

第3 循環型社会構築のために重点的に検討を進める課題

18

第 1 基本的考え方

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。さらに、今後、住宅・社会資本の更新に伴い、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られた物品）の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。

したがって、我が国において循環型社会経済システムを構築するに当たっては、建設産業の責務が非常に重く建設産業が先導的にリサイクル推進に取り組むことが不可欠であるといえる。

このため、国土交通省においては、建設リサイクルを推進する各種の施策を講じてきたところである。

この結果、平成12年度の建設副産物実態調査によれば、建設廃棄物全体として再資源化・縮減率は85%と向上し一定の成果をあげているものの、品目別にみると、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化率が95%を超える一方で、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土のリサイクルが低迷している。

このような課題を解決するためには、建設リサイクルのより一層の推進が必要であり、従来の施策を見直し抜本的に充実・強化することが不可欠となっている。

さらに、平成12年には循環型社会の形成を目指す建設リサイクルに関連する以下の法律が公布され、これらの法律の趣旨を踏まえた新たな施策も必要となっている。

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号、平成12年6月公布)

- ・循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、平成12年5月公布 以下「建設リサイクル法」という。)

- ・特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境

の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号、平成12年5月公布 以下「グリーン購入法」という。)

- ・国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品への需要の転換を推進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号、平成12年6月改正公布 以下「資源有効利用促進法」という。)

- ・資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の排出の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の排出の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする

また、政府の都市再生本部による第一次都市再生プロジェクト「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」に関する協議機関として東京圏において設置された「ゴミゼロ協議会」の最終報告(平成14年4月)では、「廃棄物の減量化目標」を設定し、「廃棄物処理・リサイクル施設の整備」、「廃棄物・リサイクル対策に係るソフト施策の推進」とともに新たに「静脈物流システムの構築」が必要とされている。

(2) 計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策(以下、「行動計画」という。)を内容とする「建設リサイクル推進計画2002」を策定した。

本計画は、循環型社会経済システムの構築に当たって建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的にリサイクルを推進するための行動計画として策定したものである。加えて、本計画は、建設リサイクル法第3条に基づき国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下、「建設リサイクル法基本方針」という。)における特定建設資材廃棄物に関する平成22年度の再資源化・縮減目標値を達成するために、当面実施すべき施策としての位置づけを持っている。

2 . 計画の実施主体と対象

本計画は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としている。すなわち、本計画は、国土交通省直轄工事や所管公団等工事はもとより国土交通省所管の補助事業も含めて全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としているが、他省庁や民間などが行う建設工事についても、全国建設副産物対策連絡協議会及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、本計画及び建設リサイクル法第4条に基づき都道府県が策定した「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を踏まえて、各地方建設副産物対策連絡協議会において各地方ごとの計画を可及的速やかに策定することとする。

3 . 計画の基本的考え方

(1) 建設リサイクル推進に当たっての基本理念

循環型社会経済システムの構築の必要性

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設副産物の廃棄等に至る各段階において、建設副産物の排出抑制、建設資材の再使用及び建設副産物の再資源化・縮減の促進という観点をもった、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

建設リサイクル推進に当たっての基本理念

建設リサイクル推進に当たっては、循環型社会経済システムの構築の必要性に鑑み、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法及び建設リサイクル法における基本的な考え方を原則とし、先ず、建設副産物の排出抑制、次に、建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、再生利用が技術的に困難な場合、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合については、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、適正に処分するものとする。

また、循環型社会経済システムの構築に当たっては、建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、環境への安全性を確認した上で再リサイクル性を勘案し、他産業の廃棄物を原材料とする再生資材を建設産業が利用すること、及び建設廃棄物を他産業が原材料として利用すること等、他産業と連携した取り組みを進めることも重要である。

さらに、建設廃棄物の再資源化・縮減率は現状で85%に達しており、量的にみれば建設産業におけるリサイクルへの取り組みは一定の成果をあげているといえる。このような状況を鑑みて、今後は、従来からある再資源化・縮減率の向上といった「リサイクルの量」の観点に加えて、再リサイクル、リサイクル用途の拡大といった「リサイクルの質」の観点に関する取り組みを強化していくべきである。

関係者の役割

建設リサイクルを推進するためには、その基本理念に基づき、建築物等所有者、建設資材製造者、発注者、元請業者、建設工事施工者、建設廃棄物処理業者、国及び地方公共団体等の関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組むことが重要である。

(2) 計画の基本的考え方

本計画は、建設リサイクル推進に当たっての基本理念である建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化（再生利用および熱回収）の優先順位及び建設リサイクル法における分別解体等及び再資源化・縮減実施の義務付けを踏まえて、建設副産物について、建設工事の計画・設計段階から施工段階までの各段階において、排出抑制の推進、分別解体の推進、再資源化・縮減の推進、適正処理の推進、再使用・再生資材の利用推進を徹底するものとする。加えて、これらを支える施策として建設リサイクルに関する技術開発等の推進を図る。

さらに、建設リサイクルを推進するに当たっては、建設産業の関係者のみならず広く国民の理解と参画の推進を図ることも重要である。

4 . 計画の目標

(1) 目標指標と目標値設定の基本的考え方

本計画においては、循環型社会経済システムを構築する観点から、建設廃棄物の再資源化・縮減率（排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率）に加えて、建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）を目標指標とした。

ここで、目標値を設定する建設廃棄物としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物とする。

目標値を設定するに当たっては、循環型社会経済システムを構築する観点から、

建設廃棄物：将来的には最終処分量をゼロとすること

建設発生土：将来的には建設工事に必要となる土砂は原則として工事間利用でまかなうこと

を基本的考え方とした。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず、「リサイクルの質」の向上を目指さなければならない。

(2) 目標年度

本計画では、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減に関する目標年度及び「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成 1 1 年 9 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく廃棄物減量化の目標年度である平成 2 2 年度に向けて、当面、平成 1 7 年度末までに達成すべき目標値を定めることとする。

(3) 目標値設定の考え方

本計画においては、まず、平成 2 2 年度の目標値を定め、平成 1 2 年度実態と平成 2 2 年度目標値から平成 1 7 年度の目標値を定めた。

平成 2 2 年度における目標値設定の考え方は次のとおりである。

建設廃棄物の再資源化・縮減率

- ・公共工事については、率先して再資源化・縮減を徹底する観点から、原則として建設廃棄物排出量を再資源化・縮減する施設へ全量搬出することとして目標値を設定する。民間工事については、平成 1 2 年度における再資源化・縮減率の状況を勘案して目標値を設定することとする。
- ・なお、建設混合廃棄物については、建設リサイクル法による分別解体等の徹底の効果として排出量が減少することが期待されること、再資源化・縮減が困難な廃棄物であ

ること等を勘案し目標指標としては排出量とする。

建設発生土の有効利用率

- 建設発生土の有効利用率については、建設発生土情報交換システム、ストックヤード及び土質改良プラントの有効活用による工事間利用及び現場内利用を含めて設定する。

本計画の目標

対象品目		平成 17 年度	< 参考 > 平成 22 年度
再資源化率	a) アスファルト・コンクリート塊	98%以上 (98%)	98%以上
	b) コンクリート塊	96%以上 (96%)	96%以上
	c) 建設発生木材	60% (38%)	65%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	90% (83%)	95%
	e) 建設汚泥	60% (41%)	75%
	f) 建設混合廃棄物	平成 12 年度排出量に対して 25% 削減	平成 12 年度排出量に対して 50% 削減
	g) 建設廃棄物全体	88% (85%)	91%
有効利用率 h) 建設発生土		75% (60%)	90%

() 内は、平成 12 年度の実績値。

注:各品目の目標値の定義は次のとおり

< 再資源化率 >

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊 ; (再使用量 + 再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材 ; (再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量) / 排出量

< 再資源化・縮減率 >

- ・建設発生木材 ; (再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量 + 焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥 ; (再使用量 + 再生利用量 + 脱水等の減量化量) / 排出量

< 有効利用率 >

- ・建設発生土 ; (土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量
ただし、利用量には現場内利用を含む。

特に、国の直轄事業においては、再資源化・縮減を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。

なお、これらの目標については、建設副産物の実態等に関する調査（以下、「建設副産物実態調査」という。）の結果に基づく目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを適宜行うものとする。

5．計画のフォローアップ

（１）実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況は、国土交通省内に設置されている「建設廃棄物等対策推進会議」（議長：国土交通省技監）においてフォローアップを行う。

フォローアップに当たっては、平成14年度以降、各地方建設副産物対策連絡協議会において建設副産物実態調査を適宜実施し、本計画における数値目標の達成状況を評価する。

（２）計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。

第2 行動計画の概要

計画の基本的考え方に示したように、循環型社会経済システムの構築に際し建設産業が先導的にリサイクルを推進する必要があることから、資源有効利用促進法、建設リサイクル法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき建設リサイクルを強力に推進することとしている。

行動計画については、この観点に加えて、建設廃棄物の排出量の60%は公共工事から排出されていることを踏まえ、公共工事発注者としての責務の徹底及び民間建築工事でのリサイクルを推進するための支援強化の観点から、平成17年度までに速やかに実施する施策をとりまとめたものである。行動計画における主要な実施施策については、排出抑制の推進、分別解体の推進、再資源化・縮減の推進、適正処理の推進、

再使用・再生資材の利用推進、技術開発の推進及び理解と参画の推進に区分してとりまとめた。

1．排出抑制の推進

[主要課題]

建設リサイクル推進に当たっての基本理念に示すとおり、排出抑制は建設リサイクルの最優先事項である。建設副産物は、建設工事の施工、維持・管理、更新・解体のそれぞれの段階で発生するため、ライフサイクルの視点に立って排出抑制策を講じることが重要である。このためには、計画・設計段階での排出抑制の検討が有効であり、計画・設計段階での取り組みを強力に進める必要がある。また、建築物等の適切な維持管理も重要である。

[主要な実施施策]

住宅生産者によるプレカットの取り組みを木造住宅総合対策事業等で支援。

住宅金融公庫の地方公共団体施策住宅（木造住宅振興型）融資の建設基準について、地域特性を踏まえた長寿命化に配慮したものへ見直し。

住宅金融公庫の融資要件における耐久性の要件化。

ライフサイクルを通じた排出抑制に資する長期耐用型住宅の建設を推進するため、住宅へのスケルトン・インフィル方式導入に要する費用を環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象に追加。

廃棄物の発生が少ない木造建築物の試設計・試作、設計・施工事例の公表による当該技術の普及。

排出抑制の検討を含むリサイクル計画書の作成など、建設工事の計画から完了までの各執行段階における具体的実施事項を定めた「建設リサイクルガイドライン」の遵守。

2．分別解体の推進

[主要課題]

建設リサイクル法に基づき、解体工事事業者の登録、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等のうち一定規模以上の工事（以下、「対象建設工事」という。）についての分別解体等の実施が義務化された。適正な分別解体等を実施するためには、発注者による適正な費用負担、解体工事事業者及び適正な分別解体方法等の情報提供、分別解体技術の普及・教育、現場巡回等が必要である。

[主要な実施施策]

建設リサイクル法に基づく分別解体等の実施、対象建設工事届出等の手続き等の実施、解体工事業業者の登録の実施。

適正な分別解体・処理をする場合の住宅金融公庫の除却工事等割増融資制度の利用促進。

建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施。

解体工事業データベースシステムの都道府県への導入推進。

解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進。

適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実。

3 . 再資源化・縮減の推進

(1) 品目共通施策

[主要課題]

建設副産物については資源有効利用促進法に基づくリサイクルの推進が必要であり、そのうち建設リサイクル法に基づく対象建設工事から排出される特定建設資材廃棄物については再資源化・縮減の実施義務がある。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土を対象とした公共工事におけるリサイクル原則化ルールが地方公共団体まで適用されてきており、この結果、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率が95%以上に向上した。今後、この高い再資源化率を維持していくためには、さらなるリサイクル原則化ルールの徹底が必要である。

再資源化施設の立地状況をみると、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については全国的にあまねく施設立地が進んでいるが、建設発生木材、建設汚泥については施設立地が不足している地域があり、今後、新たな施設立地が必要である。

なお、リサイクルを推進するための情報交換システムとして、建設発生土情報交換システム、建設副産物情報交換システムを構築済みであり、今後、これらシステムの積極的な導入・活用を進めていく必要がある

また、再資源化・縮減を推進するためには、発注者による適正な費用負担が不可欠である。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず「リサイクルの質」を向上させる取

り組みを強化していくことが重要である。

[主要な実施施策]

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の実施。

資源有効利用促進法に基づく建設副産物の再資源化の推進。

産業廃棄物処理特定施設整備法による再資源化施設の整備支援。

建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制優遇措置の継続。

日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資、産業廃棄物処理施設融資の継続。

公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底。

資源有効利用促進法の指定建設副産物の見直しの検討。

建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの積極的な導入・活用。

建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施。(再掲)

港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドラインの策定と周知・把握。

(2) 品目別施策

1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

[主要課題]

建設リサイクル法においては、対象建設工事から排出されるアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、再資源化の実施義務がある。

アスファルト・コンクリート塊については、その高い再資源化率を維持するためには、現状ではリサイクルが困難な排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術の開発等を推進することが不可欠である。さらに、それらを含めて道路舗装材として多種多様な廃棄物を原料とする再生資材が用いられており、再リサイクル時には、それぞれに区分してリサイクルする必要がある。このため、建設資材の材質等に関する履歴データベースを構築することが重要である。

コンクリート塊については、現状では路盤材として主に利用されており、今後ともさらにその利用を推進するとともに、コンクリート用骨材へのリサイクルも推進することが必要である。

[主要な実施施策]

建設リサイクル法に基づく再資源化の実施。

多種多様な廃棄物を原料とする再生資材を品目に応じて適正かつ効率的にリサイクル

するための建設資材の材質等に関する履歴データベースの構築。
排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術開発への支援。
コンクリート塊のコンクリート用骨材への再資源化の推進。

2) 建設発生木材

[主要課題]

建設リサイクル法においては、対象建設工事から排出される建設発生木材については、再資源化・縮減の実施義務がある。

現状では、建設発生木材を再資源化(破碎)したチップは、パーティクルボード原料、製紙原料、堆肥原料等のマテリアル・リサイクル又は燃料としてサーマル・リサイクルしている。しかしながら、これらチップの需要量及び利用用途が限定的であることから、建設発生木材の再資源化率は低迷している。

したがって、建設発生木材のリサイクルを推進するためには、マテリアル・リサイクルの利用用途・需要拡大を図るとともに、新たに発電等熱回収するサーマル・リサイクルの拡大も不可欠である。

なお、建設発生木材については、再資源化が困難なCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材を適正に処置するための技術開発が必要である。

[主要な実施施策]

建設リサイクル法に基づく再資源化・縮減の実施。

建設発生木材の破碎・再生処理施設、乾燥熱圧施設への税制優遇措置の継続。

建設発生木材のリサイクル技術開発への支援。

再資源化困難物のリサイクルシステムに関する研究。

3) 建設汚泥

[主要課題]

建設汚泥は再資源化・縮減率が低迷しており、リサイクルを推進するためには廃棄物処理法に基づく個別指定制度、再生利用認定制度の積極的活用に加えて、自ら利用、有償売却の適正な運用も必要である。

また、建設汚泥を改良するにはコストがかかるため、これを市場で取引する場合、品質同等品である建設発生土より市場性が著しく劣る状況にある。ここで、建設汚泥改良土の利用用途は建設発生土とほぼ同一であり、利用先が競合する。このため、建設汚泥と建設発生土とを一体としたリサイクルのルールづくりが必要であるといえる。

[主要な実施施策]

公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進。

個別指定制度、再生利用認定制度を積極的に活用するための手引き書等の作成。

土砂利用における建設発生土、建設汚泥改良土の優先順位等のルールの確立による建設発生土、建設汚泥を一体としたリサイクルの推進。

リサイクル原則化ルールの対象品目に建設汚泥の追加を検討。

建設汚泥のリサイクルによる管理型最終処分場、土砂採取場の延命化の経済的効果の明確化。

4) 建設混合廃棄物

[主要課題]

建設混合廃棄物については、資材の選定・搬入方法、現場分別等により排出量そのものを削減することが重要である。現場から排出された建設混合廃棄物については、今後、建設リサイクル法による分別の徹底に伴いリサイクルしやすいコンクリート塊、建設発生木材が分別されることから、残りの混合物としてはリサイクル困難物の比率が高まり、現状の技術ではマテリアル・リサイクルが困難である。

したがって、分別解体等の徹底による排出量の削減、建設混合廃棄物のマテリアル・リサイクル技術の開発、サーマル・リサイクル技術の開発が必要である。

[主要な実施施策]

建設混合廃棄物選別装置への税制優遇措置の継続。

建設混合廃棄物のリサイクル技術開発への支援。

5) その他の建設廃棄物

[主要課題]

上記以外の建設廃棄物についても可能な限りリサイクルを推進することが重要である。このうち、廃石膏ボードについては、逼迫が著しい管理型処分場で処分することから、新築工事に限らず解体工事から排出されるものも対象にリサイクルするしくみを構築していくことが必要である。

また、その他の建設廃棄物のなかでは体積に占める比率が高い廃プラスチックのリサイクルを推進することが必要である。廃プラスチックのうち塩化ビニル管・継ぎ手等

については、一部においてリサイクルが進められており、さらに取り組みを拡大することが重要である。

[主要な実施施策]

廃石膏ボードのリサイクルのしくみの構築。

塩化ビニル管・継ぎ手のリサイクルのしくみの構築。

6) 建設発生土

[主要課題]

建設発生土については、有効利用率は60%と向上してきている。しかしながら、利用量の90%以上を公共工事が占めていることから、今後、さらにリサイクルへの取り組みを強力に推進する必要がある。

建設発生土については、ストックヤード・土質改良プラントの整備・活用及び建設発生土情報交換システムの積極的な活用による工事間利用の徹底が最も重要である。加えて、建設発生土の適正利用を徹底するためには、建設発生土の搬出量が利用量を上回っており供給過多状態であることから、工事間利用できない建設発生土を適正かつ透明性を確保して受け入れるしくみの構築が不可欠である。

なお、港湾工事で発生する浚渫土砂については、有効に利用されている比率は95%と高く、埋立用材や覆砂材、干潟材等へ活用されており、引き続きリサイクルを推進する。

[主要な実施施策]

日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資の継続（再掲）。

建設発生土情報交換システムの積極的導入・活用（再掲）。

先行買収用地等のストックヤードとしての利用計画の策定。

土砂利用における建設発生土、建設汚泥改良土の優先順位等のルールの確立による建設発生土、建設汚泥を一体としたリサイクルの推進（再掲）。

砂防事業における建設発生土の有効活用に向けた新工法の本格導入と耐久性等の品質確保のためのモニタリング実施。

良質な土砂の確保を行うための建設発生土処理施設等の立地促進。

港湾工事で発生する浚渫土砂の再資源化の促進。

4 . 適正処理の推進

[主要課題]

平成 1 2 年度における産業廃棄物の不法投棄量の約 6 0 %、投棄件数の約 6 7 %を建設廃棄物が占めており、建設廃棄物の一部については不適正な処理がされている。また、産業廃棄物処理施設の新規立地が困難化しており、特に最終処分場の新規立地は著しく難しくなっている実態がある。このような状況において、不適正処理の増加及び最終処分場の逼迫は、国民の生活環境に影響を及ぼすとともに、円滑な事業の執行にも支障を生じるおそれがある。

そこで、公共工事発注者の立場、建設産業を所管する立場、国土マネジメントの観点等から、再資源化施設及び最終処分場等の計画的かつ適正な立地を誘導・促進する方策や、公園等と一体的に整備する方策等の検討が必要である。

[主要な実施施策]

産業廃棄物処理特定施設整備法による最終処分場の整備支援。

環境事業団による産業廃棄物処理施設一体緑地整備事業及び地球温暖化対策緑地整備事業の推進。

適正な分別解体・処理をする場合の住宅金融公庫の除却工事等割増融資制度の利用促進（再掲）

公共工事におけるゼロエミッション化の推進。

廃棄物の埋立処分地等において、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う自然再生緑地整備事業等の推進。

他省庁と連携した建設業者の指導・監督体制の強化。

不適正処理の監視システムの構築。

建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施（再掲）

廃棄物海面処分場の整備推進。

廃棄物海面処分場の延命化対策の推進。

廃棄物海面処分場跡地等を活用した大規模な緑地整備の推進。

5 . 再使用・再生資材の利用推進

[主要課題]

再生アスファルト混合物、再生砕石については、市場が形成されているが、木質系再生資材、建設汚泥改良土などについては、市場が十分に形成されていない。これらの再生資材については、公共事業で率先利用することによる需要拡大が重要である。

再生資材の率先利用に際しては、再生資材の品質基準、及び再リサイクル時の品質確保が必要である。さらに、他産業の廃棄物を原料とする再生資材を建設産業で利用するためには、環境安全性等の利用基準が必要となる。

なお、民間工事において再生資材の利用を推進するためには、経済的措置が最も有効である。

[主要な実施施策]

再生資材を一定以上使用した高規格住宅（環境配慮型）への住宅金融公庫の割増融資制度、日本政策投資銀行の低利融資制度（リユース・リサイクル製品普及促進事業）の利用推進。

リサイクル建材の普及に資する建材又は工法の開発及び試行的建設に要する費用を環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象に追加。

グリーン購入法の運用の徹底及び調達品目の追加、数値目標の設定。

公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底（再掲）

コンクリート解体材からの再生骨材のコンクリートへの有効利用技術の開発（コンクリートの性能に及ぼす影響の解明と品質評価基準案の提案及び要素技術の開発提示）、他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発（他産業再生資材の種別・用途ごとの評価方法の提案、適用可能性の評価及び適用方法の提案）

再生資材利用モデル工事の指定。

資源有効利用促進法の再生資源の見直しの検討。

6 . 技術開発等の推進

[主要課題]

建設リサイクルを推進するためには、建設副産物のそれぞれの品目に応じたりサイクル技術開発等を推進することが重要である。特に、再資源化率が低い建設発生木材、建設混合廃棄物や再資源化困難物等については、さらなるリサイクル技術の開発等が不可欠であり、技術開発を推進するためには、そのための経済的支援制度等が必要である。

また、今後は社会資本整備が新設から維持補修へとシフトしていくことから、建設副産物の排出抑制、再使用、再資源化に資する社会資本ストックの管理運営技術の開発も必要である。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず「リサイクルの質」を向上させる技術開発を推進していくことが重要である。

[主要な実施施策]

社会資本ストックの管理運営技術の開発。

木材活用型低環境負荷建築構造技術の開発。

木質系建築廃棄物発生抑制技術の開発。

試験研究に対する税制優遇措置の継続。

研究委託によるリサイクル技術開発の推進。

リサイクル技術の効率的な選定に資する情報提供。

建築系廃棄物を利用したリサイクル建築資材に関する提案募集等による建築系廃棄物リサイクル資材の導入方策の検討。

建設廃棄物排出量の低減やリサイクルの推進等によりライフサイクルにおいて環境影響を低減させる住宅・建築物の設計指針の検討。

金物の使用を減らしたリサイクルしやすい在来木造住宅の整備方策の検討。

港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針の策定。

建設廃棄物の合理的な再資源化技術体系の開発。

排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術開発への支援（再掲）。

多種多様な廃棄物を原料とする再生資材を品目に応じて適正かつ効率的にリサイクルするための建設資材の材質等に関する履歴データベースの構築（再掲）。

建設発生木材のリサイクル技術開発への支援（再掲）。

建設混合廃棄物のリサイクル技術開発への支援（再掲）。

再資源化困難物のリサイクルシステムに関する研究（再掲）。

コンクリート解体材からの再生骨材のコンクリートへの有効利用技術の開発（コンクリートの性能に及ぼす影響の解明と品質評価基準案の提案及び要素技術の開発・提示）（再掲）。

他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発（他産業再生資材の種別・用途ごとの評価方法の提案、適用可能性の評価及び適用方法の提案）（再掲）。

7. 理解と参画の推進

[主要課題]

建設リサイクルは、住宅建設・解体等により国民生活に直接的に影響を与えており、建設リサイクル推進に当たっては、建設リサイクルモデル工事の公開、環境学習等を通じて建設産業の関係者のみならず広く国民の理解と参画を図ることが重要である。このため、広く国民に対して建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施していく必要がある。

また、建設産業は、重層下請構造となっており小規模事業者が多いことから、各種の機会を捉えて幅広く建設リサイクルに関する啓発活動を実施していくことが必要であるとともに、建設リサイクルに積極的に取り組んでいる企業等を適正に評価することも重要である。

[主要な実施施策]

直轄工事等での再生資材利用箇所への標識設置等による建設リサイクルへの取り組み状況の積極的開示。

平成14年度以降、適宜、建設副産物実態調査を実施・公表。

全国及び各地方建設副産物対策連絡協議会を通じた連絡調整。

リサイクル推進功労者等表彰の実施。

建設リサイクルに関する講習・研修の継続実施。

建設副産物リサイクル広報推進会議による広報活動の充実。(広報誌発行、リサイクルモデル工事の公開、環境学習等)

リサイクル推進月間(10月)における普及啓発活動の継続実施。

建設リサイクル法基本方針の周知徹底。

第3 循環型社会構築のために重点的に検討を進める課題

先に行動計画に示した施策については、将来にわたって建設リサイクルへの取り組みを強化する観点から速やかに実施していくものとしてとりまとめたものである。これに加えて、資源循環に占める建設産業の比率が高いことから、循環型社会経済システムの構築に当たっては、建設産業の責務が非常に重く建設産業が先導的にリサイクルに取り組むことが不可欠であるとの認識に基づき、さらに今後、次の課題について重点的に検討を進めることとする。

1．建設副産物の収集・運搬の効率化

建設副産物は排出量が多いことから、建設リサイクルに伴う運搬量に運搬距離を乗じた輸送量は決して小さくない。したがって、地球環境保全の観点からは建設リサイクルに関する運搬の効率化等を進めていくことが重要である。このため、各輸送機関が適切に組み合わせられた「静脈物流システムの構築」を建設分野においても促進する必要がある。そのためにも、建設リサイクルにおけるITS（Intelligent Transport Systems；高度道路交通システム）技術の活用に関する研究開発等も進めることが必要である。

2．建設リサイクルにおけるライフサイクルを通じた評価手法の調査研究

建設リサイクルにおけるコスト、安全性及び環境への負荷を総合的に評価するためのライフサイクルを通じた評価手法（LCA）を確立していくことが重要であり、建設リサイクルの量から質への転換を考慮した調査研究等を進めていくことが必要である。

3．再資源化施設及び最終処分場等の適正立地誘導・促進方策の検討

公共工事発注者の立場、建設産業を所管する立場、国土マネジメントの観点等から、再資源化施設・最終処分場の立地不適地・可能地マップの作成、工事現場と再資源化施設及び再生資材の製造工場間の建設リサイクルに係る物流（動脈・静脈）を考慮した最適配置計画等、再資源化施設、最終処分場及び再生資材の製造工場の立地についてGIS（Geographic Information System；地理情報システム）等を活用して計画的かつ適正に誘導・促進する方策等の検討が必要である。

本計画に基づく建設リサイクルを推進することは、建設リサイクル市場の規模が拡大

し産業としての位置づけが今後ますます重要となってくるものと考えられる。すなわち、建設リサイクルを推進することは、新たな産業創出としての位置づけも有しており、雇用増加、技術開発等を通じた他産業への波及効果も含めて、我が国の経済成長に寄与するものである。